

小田原再生可能エネルギー事業化検討協議会

平成 24 年度 第4回小水力発電事業化検討チーム会議 会議概要

日時：平成 25 年 2 月 13 日（水）10:00～11:30

会場：小田原市役所 7 階 互助会室

出席者（五十音順・敬称略）

- ・全国小水力利用推進協議会
中島大 事務局長
- ・小水力発電事業化検討チーム
志澤昌彦、鈴木大介、木原康晴、西山敏樹
- ・小田原市事務局
環境部副部長、エネルギー政策推進課副課長、エネルギー政策推進課係員 2 名
- ・オブザーバー
岩永修（小田原市 経済部農政課）、押田健一（小田原市 建設部道水路整備課）

結果概要

<1 第3回小水力発電事業化検討チームの現地視察を踏まえての候補地の課題等>

<2 来年度の予定>

- 平成 24 年度第 3 回小水力発電事業化検討チームによる小水力発電候補地の現地視察を踏まえ、資料「候補地の課題等」に基づき、各候補地の課題等と来年度の予定について検討した。

1、荻窪用水

(1)荻窪用水の概要

- 河川の種類、管理者、水利権、流量について説明した。

(2)荻窪用水小水力発電所設置の課題

(ア)発電所設置場所

- 中島氏より提案のあった発電所設置案を説明した。
- できるだけ落差を確保する取水のやり方が望ましい。
- 発電による取水により水量の減る地域には、管路にバルブを設置し、周辺の水利権者に分水することで対応可能。
- 一般的に、普通河川内に管路を設置するには、管理者から河川占用の許可が必要であるが、河川断面を侵すものについては占用の許可は難しい。農業用水路に関して、同様である。
- 想定される管路の管径が大きいため、道路に埋設することができるか検討が必要で

ある。

- 管路を道路に埋設する場合、道路の占有許可が必要であるが、道路の縦断占用は耐久性等の構造上の観点から許可は厳しくなる。
- 管路を設置することが可能かどうか現地調査を行うこととした。

(イ) 地元関係者の合意

- 発電を行うこと、取水口が変更されること、発電用水を分水すること、発電後の用水を用水路に戻すこと等について水利権者、地権者、地元自治会の合意が必要である。
- 平成 25 年度の検討チームに水利権等の関係者に検討チーム委員として参加してもらうなど協力体制を築くようにする。

(3) 来年度取り組む課題

- 地元関係者との調整、合意形成のため、地元関係者を検討チームに加え、管路のルートや発電所設置場所等の検討段階から参加してもらうことが必要。
- 管路のルートや発電所設置場所の検討を公図等により行う。
- 地元関係者の合意の見通し及び管路のルート等が決まった段階で、測量を行う。
- 関係者からのヒアリング等により流量の把握を行う。

2、小水力発電所遺構(久野地区)

(1) 取水地点(坊所川)の概要

- 河川の種類等について説明した。

(2) 課題

- 事業採算性を見込むことのできる流量であるか確認が必要。
- 管路の距離が長くなる。地図上は、旧取水地点～旧沈砂池まで直線で 700m 程度、旧沈砂池～旧発電所まで直線で 550m 程度。ただし、実際の管路は、等高線に沿って管路を設置することが想定されるため、より長い距離が必要。
- 水利権者や地権者等の関係者が少ないため、関係者の合意形成が容易ではないか。

(3) 来年度取り組む課題

- まずは、1 年を通じた流量調査により、発電能力及び事業採算性の確認を行う。
- 流量調査の結果、事業採算性がある程度見込まれる場合は、管路のルートの検討等を行い、地権者の確認、測量等を実施する。
- 荻窪用水と同様に、地権者等の地元関係者が検討チームのオブザーバーとして必要に応じて参加してもらうのがよいのではないか。

< 3 候補地の決定 >

- 上記検討を踏まえ、荻窪用水及び小水力発電所遺構（久野地区）を小水力発電所候補地点とし、平成 25 年度に関係者を巻き込んだ検討及び流量調査等を行うこととした。

< 4 その他 >

- 第 4 回小水力発電事業化検討チーム会議終了後に中島氏による坊所川の流量調査を行った。